

文京区居住支援協議会設置要綱

28 文福福第 1502 号平成 29 年 3 月 22 日区長決定

30 文福福第 398 号平成 30 年 6 月 29 日部長決定

(設置)

第 1 条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者及び子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する効果的な居住支援の推進を図るため、文京区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌し、協議し、及び検討する。

- (1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。
- (3) 関係機関の連携に関すること。
- (4) その他区長が必要であると認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 不動産関係団体 5 人以内
- (3) 居住支援団体 7 人以内
- (4) 区の職員

2 前項第 4 号に規定する委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 項の規定による委嘱又は任命の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(構成)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、第 3 条第 1 項第 1 号の学識経験者の委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会は、第1項の規定により調査し、又は研究した事項について、協議会へ報告する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 (第3条関係)

福祉部長

福祉部福祉政策課長

福祉部福祉施設担当課長

福祉部高齢福祉課長

福祉部障害福祉課長

福祉部生活福祉課長

子ども家庭部子育て支援課長

都市計画部住環境課長

都市計画部建築指導課長